

# 作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示案について（報告）

厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

# 作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示案の概要について

## 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第65条において、**有害な業務を行う屋内作業場等で、政令で定めるもの**において、**作業環境測定基準**（昭和51年労働省告示第46号）に従って**必要な作業環境測定を行う**ことを義務付けるとともに、安衛法第65条の2において、**作業環境評価基準**（昭和63年労働省告示第79号）に従って**当該測定の結果の評価を行う**こと等を事業者に義務付けている。
- 今般、厚生労働省における「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめ（令和4年11月21日）を踏まえ、**作業に従事する労働者の身体に装着した試料捕集機器等を用いる方法**（以下「**個人サンプリング法**」という。）による作業環境測定の**適用対象作業場及び適用対象物質を追加**するため、**作業環境測定基準に所要の改正**を行う。

## 2. 個人サンプリング法による作業環境測定（C・D測定）とは

労働者の身体に装着する試料採取機器（個人サンプラー）等を用いて行う作業環境測定（**C・D測定**ともいう。）。



# 作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示案の概要について

## 3. 改正の概要

(1) 作業環境測定基準の改正案内容は以下のとおり。

	作業環境測定対象物質	現行の個人サンプリング法を用いた作業環境測定の対象作業場及び対象物質	改正案
①有機溶剤	第1種、第2種の全物質	塗装作業等を行う作業場	塗装作業等を含めた全ての作業場
②特別有機溶剤	特別有機溶剤の全物質	塗装作業等を行う作業場	塗装作業等を含めた全ての作業場
③特定化学物質 (②以外)	第1類、第2類 (溶接ヒュームを除く)	低管理濃度特定化学物質【13物質】 ベリリウム及びその化合物、インジウム化合物、オルト-フタロジニトリル、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、五酸化バナジウム、コバルト及びその無機化合物、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物、トリレンジイソシアネート、マンガン及びその化合物、砒素及びその化合物	以下の15物質を追加 アクリロニトリル、エチレンオキシド、オーラミン、オルト-トルイジン、酸化プロピレン、三酸化ニアンチモン、ジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト、臭化メチル、ナフタレン、パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン、ベンゼン、ホルムアルデヒド、マゼンタ、リフラクトリーセラミックファイバー、硫酸ジメチル
④鉛	鉛	鉛	鉛（改正なし）
⑤粉じん	粉じん	なし	粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）

(2) (1) の改正を踏まえて、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省告示第341号）について所要の改正を行う。

## 4. 公布日等

告示日：令和5年3月下旬（予定）

適用期日：令和5年10月1日（3（2）については令和6年4月1日）